

秋田市勤労者福祉施設の指定管理者募集要項

秋田市勤労者福祉施設の管理を指定管理者に行わせるため、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第2条の規定に基づき、次のとおり指定管理者を募集します。

※秋田市勤労者福祉施設とは、秋田市勤労者総合福祉センター（以下「秋田テルサ」という。）、秋田市中高年齢労働者福祉センター（以下「サンライフ秋田」という。）および秋田市勤労者体育センター（以下「西部体育館」という。）のことをいいます。

秋田テルサ、サンライフ秋田および西部体育館は、勤労者および中高年齢労働者の福利厚生・健康増進に資するために設置された勤労者福祉施設であり、設置の目的および設備等が共通しています。従って、施設を管理する職員や備品の共有等において、3施設の管理を一括して行うことが効果的であることから、この3施設の管理を一括して行う指定管理者を募集するものです。

1 秋田テルサの概要

- (1) 正式名称 秋田市勤労者総合福祉センター
- (2) 所在地 秋田市御所野地蔵田三丁目1番1号
- (3) 設置目的 勤労者をはじめとする市民に教養文化の向上および健康増進のための活動の場を提供し、もってその福祉の増進に資する。

(4) 規模等

ア 構造 鉄筋コンクリート・鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根・ステンレス鋼板葺地下1階付5階建

イ 敷地面積 19,262.66㎡

ウ 延床面積 10,153.51㎡

エ 開設年月 平成4年11月

オ 各階概要

階層	室名	用途・概要等
1階	体育館	1,300㎡
	多目的ホール	415㎡
	サウナ・浴室・ロッカー室	1室
	事務室	1室
	行政財産の使用許可により、活動の用に供している。	レストランテルサ

階層	室名	用途・概要等
2階	第1文化教室	42 m ²
	第2文化教室	42 m ²
	和室サークル室第1	24 m ²
	和室サークル室第2	24 m ²
	第1リハーサル室	47 m ²
	第2リハーサル室	68 m ²
	視聴覚室	94 m ²
	防音サークル室	37 m ²
	サークル室	52 m ²
	第1研修室	39 m ²
	第2研修室	39 m ²
	エクササイズルーム・トレーニングルーム	240 m ²
	3階	行政財産の使用許可により、活動の用に供している。
4階	調理実習室	107 m ²
	和室文化教室	44 m ²
	美術工芸室	110 m ²
	パソコン実習室	117 m ²
	茶室	23 m ²
5階	第1会議室	182 m ²
	第2会議室	66 m ²
	第3会議室	104 m ²
付属建物	車庫	128 m ²
	自転車置場	43 m ²

(5) 施設利用者数の実績（過去5年間）

平成30年度 191, 319人

平成31年度 191, 332人

令和2年度 95, 222人

令和3年度 109, 419人

令和4年度 165, 139人

2 サンライフ秋田の概要

(1) 正式名称 秋田市中高年齢労働者福祉センター

(2) 所在地 秋田市八橋南一丁目8番7号

(3) 設置目的 中高年齢労働者の福祉の増進を図る。

(4) 規模等

ア 構造 鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根・ステンレス鋼板葺 2階建

イ 敷地面積 4,471.66㎡

ウ 延床面積 2,822.37㎡

エ 開設年月 昭和58年11月

オ 各階概要

階層	室名	用途・概要等
1階	体育館	フロア面積 984.90㎡
	シャワー室	男女各一室
	トレーニング室	96.90㎡
	浴室	男女各1室 サウナ室有り
	更衣室	男女各1室 ロッカー有り
	プール	25m×5m
	事務室	1室
2階	ジョギングコース	1周 120m
	講習室	53.28㎡
	第1研修室	95.35㎡
	第2研修室	45.25㎡
	第1クラブ室	1室 20畳
	第2クラブ室	1室 22畳

(5) 施設利用者数の実績（過去5年間）

平成30年度 117,197人

平成31年度 113,856人

令和2年度 85,054人

令和3年度 81,360人

令和4年度 77,054人

3 西部体育館の概要

(1) 正式名称 秋田市勤労者体育センター

(2) 所在地 秋田市新屋島木町2番55号

(3) 設置目的 勤労者の福祉の増進を図る。

(4) 規模等

ア 構造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建

イ 敷地面積 2,025.88㎡

ウ 延床面積 996.56㎡

エ 開設年月 昭和62年4月

オ 各階概要

階層	室名	用途・概要等
1階	体育館	フロア面積 812.50㎡
	ミーティングルーム	1室 22.72㎡
	事務室	1室 15.27㎡
	更衣室	男女各1室

(5) 施設利用者数の実績（過去5年間）

平成30年度 22,335人

平成31年度 20,876人

令和2年度 19,709人

令和3年度 20,906人

令和4年度 18,161人

4 指定管理者に行わせる管理業務

※詳細は「秋田市勤労者福祉施設指定管理業務仕様書」をご覧ください。

- (1) 利用の許可、利用の許可の取り消し、利用の制限および利用の停止に関する業務
- (2) 施設および付属設備等の維持管理に関する業務
- (3) 秋田テルサ、サンライフ秋田および西部体育館の利用を通じた勤労者福祉（勤労者の体力の増進、健康保持および教養文化の向上等）に関する業務
- (4) (1)～(3)のほか、市長が秋田テルサ、サンライフ秋田および西部体育館の管理運営上必要と認める業務

5 管理を行わせる期間（指定期間）

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

ただし、管理を維持することが適当でないと認めるときは、期間の途中においても指定を取り消すことがあります。

6 管理運営に要する経費

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第8号に規定する利用料金制（指定管理者は、利用料金を自らの収入として收受）を採用します。
- (2) 秋田市勤労者福祉施設の管理運営に必要な経費（以下「指定管理料」という。）を年度ごとに予算の範囲内で支払います。
- (3) 指定管理料の額については、毎年度締結される年度協定書により定めます。

（参考 指定管理料の実績）

単位：円

	秋田テルサ	サンライフ秋田	西部体育館
平成31年度	129,401,530	47,156,670	4,471,180

令和2年度	140,772,096	51,622,815	4,514,400
令和3年度	139,260,000	52,654,724	4,514,400
令和4年度	150,543,202	52,864,900	4,686,000
令和5年度	139,322,700	57,290,200	4,848,800

7 申請をする団体に必要な資格

(1) 有資格条件

- ア 秋田市内に本社又は本店を有する法人その他の団体(以下「団体」という。)であること。
- イ 当該施設と同等規模の教養文化および体育施設の管理を行った実績のある団体であること。
- ウ 教養文化および体育施設ならびにプールを使用し、施設の設置目的に沿った各種講座又は教室等の事業運営を行うことができる団体であること。
- エ 秋田テルサ、サンライフ秋田および西部体育館の3施設の一括管理を適切に行うことができること。

(2) 欠格事項

- ア 秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条第2項に規定する団体
- イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号のいずれかに該当する団体で、その事実があった後2年を経過していない者(同項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過していない者を代理人、支配人その他の使用人として使用する団体を含む)
- ウ 申請の日において現に本市の指名停止措置を受けている団体
- エ 申請の日において破産手續、再生手續又は更生手續が開始されている団体
- オ 秋田市暴力団排除条例(平成24年秋田市条例第10号)第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する団体
- カ 市税に滞納がある団体

8 申請の手續

(1) 提出書類

指定管理者の指定を受けようとする団体は、「指定管理者指定申請書」(様式1)に次に掲げる書類を添えて提出してください。

※詳細は「秋田市勤労者福祉施設指定管理者申請書類一覧」(別紙1)をご覧ください。

- ア 誓約書(様式2)
- イ 秋田市勤労者福祉施設の管理運営業務に関する事業計画書(様式3)
- ウ 秋田市勤労者福祉施設の管理運営業務に関する収支予算書(様式4)

※詳細は「秋田市勤労者福祉施設の管理運営業務に関する事業計画書および収支予算

書作成要領」(別紙2)をご覧ください。

- エ 定款および登記事項証明書(申請書提出日現在のもの)
- オ 令和4年度および令和3年度の事業活動の概要を記載した書類
- カ 令和4年度および令和3年度の収支決算書
- キ 令和4年度および令和3年度の財産目録
- ク 令和4年度および令和3年度の貸借対照表
- ケ 組織および運営に関する事項を記載した書類(申請書提出日現在のもの)
- コ 役員名簿および役員の履歴を記載した書類(申請書提出日現在のもの)
- サ 市税に係る完納証明書(直近のもの)
- シ 印鑑証明書(申請書提出日現在のもの)
- ス 類似施設における運営実績を記載した書類(実績がある場合のみ)
- セ その他市長が必要と認める書類

(2) 提出場所 〒010-8560

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市産業振興部産業企画課総務企画担当

(3) 受付期間 令和5年10月2日(月)から令和5年10月27日(金)まで
(土・日、祝日を除く)

(4) 受付時間 午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)

(5) 提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る。10月27日午後5時までに必着のこと。)してください。郵送の場合は、必ず電話にて到着を確認してください。

※提出期限後における申請書又は添付書類の変更および追加は認めません。

(6) 提出部数

正本1部、副本15部を提出してください(副本は複写可)。

※市が必要と認める場合は、申請書および添付書類の内容について説明や追加資料を求めることがあります。

(7) 募集要項の交付

募集要項や提出書類の様式等は、秋田市のホームページからダウンロードしてください。ダウンロードできない場合は、上記(2)の窓口で交付します。

なお、受付期間、受付時間は上記(3)、(4)のとおりとします。

※郵送で交付を求める場合は、210円分の切手を貼った返信用封筒(角形2号)を同封し、秋田市産業振興部産業企画課まで送付してください。また、返信用封筒には、送付先および送付先住所を記載してください。

(8) 現地説明会(開催予定)

ア 日 時 令和5年10月16日(月)

イ 場 所 秋田市御所野地藏田三丁目1番1号、秋田市八橋南一丁目8番7号および秋田市新屋鳥木町2番55号

※当日、午後2時00分までに秋田テルサに集合してください。

- ウ 申込方法 現地説明会への参加を希望する団体は、電話又は電子メールで秋田市産業振興部産業企画課に連絡してください。申込締切は、10月11日（水）午後5時まで。申込みの際、団体の名称、参加希望者の氏名および連絡先をお知らせください。参加者数は1団体、3名以内とします。

※申込がない場合は、説明会を開催しません。

(9) 質問事項の受付

- ア 受付期間 令和5年10月12日（木）から令和5年10月20日（金）まで（土・日、祝日を除く）
- イ 受付方法 質問票（様式5）に記入の上、持参又は電子メールで提出してください。
- ウ 回答方法 随時回答します。回答は、質問者の団体名等を伏せて、申請者すべてに電子メールで行います。

(10) 著作権の帰属等

事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、市は、指定管理者の決定の公表等に必要の場合には、事業計画書等の内容を無償で使用できるものとします。また、提出された書類については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき非公開とすべき部分を除き、公開されることがあります。なお、提出された書類は理由の如何にかかわらず返却しません。

(11) 費用の負担

申請に要する費用は、申請者の負担とします。

(12) その他留意事項

- ア 申請にあたっては、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例および同施行規則（平成17年秋田市規則第43号）を了承のうえ申請してください。
- イ 申請書類等に虚偽の記載があった場合は、失格となります。

9 選定の方法、基準および時期

(1) 秋田市産業振興部指定管理者選定委員会による選定

秋田市産業振興部指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、申請者から事業計画等の説明を受け、「指定管理者の選定基準」に則り、指定管理者の候補者および次点候補者を選定します。

(2) 指定管理者の選定基準

「秋田市勤労者福祉施設の管理運営業務に関する事業計画書」（様式3）（以下「事業計画書」という。）の各項目は、別に定める指定管理者の選定基準に沿

って設定しています。

(3) 審査の方法

ア 提出された事業計画書については、選定基準を満たしているか、選定委員会事務局において事前に審査します。その際、提出書類について説明を求める場合があります。

イ 選定委員会では、事前審査の結果について議論、検討を行った後、申請者による事業計画書の項目7を中心としたプレゼンテーションを行い、委員による総合的な評価により指定管理者の候補者および次点候補者を決定します。

(4) 選定期間および結果の通知

申請者によるプレゼンテーションおよび選定は令和5年11月上旬に行います（開催日は、後日書面により通知します。）。

選定結果については、選定委員会終了後、速やかに書面により通知します。

(5) 選定結果の公表

秋田市のホームページに選定結果を掲載し公表します。

10 公募から管理運営の開始までのスケジュール

令和5年10月 2日(月)～10月27日(金)	公募期間
令和5年10月11日(水)	現地説明会申込み期限
令和5年10月16日(月)	現地説明会（開催予定）
令和5年10月12日(木)～10月20日(金)	質問事項の受付
令和5年11月上旬	申請者によるプレゼンテーション
	選定委員会による候補者の選定
令和5年12月下旬	指定管理者の議決（11月定例議会）
令和6年 3月	協定の締結
令和6年 4月 1日(月)	指定管理者による管理運営の開始

11 協定の締結

選定委員会において選定された候補者が、議会の議決を経て指定管理者に指定された後、指定管理者は、市と管理運営等に関する細部についての協議を行い、指定期間の基本的な事項を定めた「基本協定」および年度毎の事業実施に係る事項を定めた「年度別協定」を締結するものとします。

(1) 基本協定の主な内容

ア 管理業務に関する基本的な事項

イ 指定管理料および利用料金に関する事項

ウ 管理業務を行うにあたって保有する個人情報の保護に関する事項

エ 事業報告・業務報告に関する事項

- オ モニタリング（事業評価）に関する事項
- カ 指定の取消しおよび管理業務の停止に関する事項
- キ 責任分担に関する事項
- ク その他

(2) 年度別協定の主な内容

- ア 当該年度の業務内容に関すること。
- イ 当該年度に市が支払うべき指定管理料に関すること。
- ウ その他

12 その他

- (1) 指定管理者の候補者の選定にあたり、必要に応じて申請者に対して、申請書および添付書類の内容についてヒアリングを実施する場合があります。
- (2) 秋田市勤労者福祉施設の利用料金は、条例で定める利用料金を上限額として指定管理者が定め、自己の収入として収受するものとします。
- (3) 指定管理者指定申請書を提出した後、申請を取り下げの場合は辞退届（様式6）を提出してください。

13 問い合わせ先

秋田市産業振興部産業企画課 電 話 0 1 8 - 8 8 8 - 5 7 2 2
総務企画担当 メール ro-agmn@city.akita.lg.jp

14 参考資料

- (1) 秋田市勤労者福祉施設指定管理業務仕様書
- (2) 法令抜粋資料
 - ア 秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）および同施行規則（平成17年秋田市規則第43号）
 - イ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2
 - ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項
 - エ 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）
 - オ 秋田市暴力団排除条例（平成24年秋田市条例第10号）第2条
 - カ 秋田市勤労者総合福祉センター条例（平成16年秋田市条例第13号）および同施行規則（平成16年秋田市規則第15号）
 - キ 秋田市中高年齢労働者福祉センター条例（昭和58年秋田市条例第20号）および同施行規則（昭和58年秋田市規則第24号）
 - ク 秋田市勤労者体育センター条例（昭和62年秋田市条例第5号）および同施行規則（昭和62年秋田市規則第5号）